平成２４年（フ）第１５４３号
大阪府枚方市牧野本町２丁目12番10―14号
債務者　伊藤　誠一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４７号
大阪市東住吉区桑津４丁目７番４号
債務者　中村栄里奈
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５４９号
大阪府吹田市青山台４丁目３番Ｃ７―302号
債務者　小笠原治子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５６７号
大阪市此花区島屋６丁目２番14―1201号
債務者　栗本　弥生
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７３号
大阪市都島区都島南通２丁目12番25号
債務者　前川　幸次
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４号
岩手県北上市村崎野15地割292番地６
債務者　八重樫　司
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２５号
岩手県花巻市西大通り１丁目20番１―407号雇用促進住宅、前住所岩手県北上市相去町蒼前森１番地２　プチポケット103号
債務者　滝田可菜子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２８号
岩手県北上市二子町尻引74番地１
債務者　木村　健悟
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第２９号
岩手県北上市諏訪町１丁目２番13号、前住所岩手県北上市村崎野18地割179番地４　ベルハイムＢ棟
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３０号
岩手県北上市諏訪町１丁目２番13号、前住所岩手県北上市村崎野18地割179番地４　ベルハイムＢ棟
債務者　佐々木喜美江
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１５１号
千葉県松戸市馬橋510番地　オンダハイツ第１―106号
債務者　圓城寺聡子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７５号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目12番34号　原島荘２号室
債務者　三浦　嗣典
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県南あわじ市福良乙997番地
債務者　井上　久夫
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県南あわじ市福良乙997番地、住民票上の住所兵庫県南あわじ市福良乙949番地５
債務者　井上ちよみ
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
山口県岩国市周東町上久原578番地２
債務者　三坂　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２０号
山口県岩国市錦見２丁目20番62号
債務者　冨澤　貢寛
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２４号
山口県大島郡周防大島町大字外入1875番地
債務者　濵田　　寛
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
山口地方裁判所岩国支部